

総合職試験・一般職試験(大卒程度試験)・
障害者(係員級)採用試験(大卒程度試験)共通 法学

(1) 憲法

〔設問〕

東京近郊にある A 市に住む X さんは大学で憲法ゼミに所属し、大学の行き帰りに駅の近くの喫茶店でゼミの報告資料を作成することが多い。この喫茶店でアルバイトをしている Y さんは、日本で経済学を学ぶために B 国から半年前にやってきた。Y さんの在留資格は「留学」で、資格外就労許可を得て上記アルバイトに従事している。高校時代から日本語を勉強している Y さんは日本語での会話には困らないレベルに達している。Y さんは B 国の高校に通っている時に、初歩的な人権教育を受けたが、日本で外国人の人権がどのように保障されているのかについては知識がなかった。Y さんは平和の大事さを、戦乱が長く続いた B 国で身をもって体験したので、都内で開催される B 国による少数民族弾圧に反対するデモに参加したい気持ちが強い。一方で、B 国での経験から外国人がデモに参加した場合、国外退去処分になるのではないかと危惧している。

いつも喫茶店で憲法を勉強している X さんと時々話すようになった Y さんは、X さんに思い切って日本国憲法の下で外国人の人権はどのように保障されているのかを尋ねた。特に関心があるのが政治活動の自由であると Y さんは X さんに話した。X さんは外国人の人権についての判例を思い出しながら、まず外国人の人権について一般的な説明をした後で、政治活動の自由について話をしようと考えている。あなたが X さんの立場にあるとしたら、どのように Y さんに説明するかを述べなさい。

(2) 民法

2023年4月1日、売主Yは買主Xとの間で、Y所有の中古車甲を100万円でXに売るとの契約を締結し、代金の支払いは、甲の引渡しと引換えに行うこととした。

以上の事実を前提として、次の各設問に答えなさい。なお、各設問は独立したものである。

〔設問1〕

2023年4月10日に甲はXに引き渡された。甲の引渡後、Xが甲を調べたところ、ブレーキに不具合があることが判明した（ブレーキの不具合のため、市場価格は50万円に下落していたものとする）。このとき、XはYに対して、どのような請求をすることができるか。本件売買契約において、契約の目的が、特に鑑賞を目的とすることが合意された場合とそうでない場合とに分けて検討せよ。なお、本問では、損害賠償及び解除を検討する必要はない。

〔設問2〕

本件売買契約において、甲の引渡日は、2023年4月17日とすることが合意されていた。ところが、引渡日に、Yは、甲の引渡しが可能であったにもかかわらず、Xに甲を引き渡さなかった（そのため、Xも代金を支払っていない）。そこで、Xは、Yに対して、同月24日までに甲を引き渡すよう通知したが、同日になってもYはXに甲を引き渡さなかった。このとき、Xは本件売買契約を解除することができるか。

(3) 行政法

次の〔設例〕を読み、〔参照条文〕を参考にしつつ、全ての〔設問〕に答えよ。

〔設例〕

事業者 A は、海上運送法第 21 条第 1 項に基づく許可を受けた旅客不定期航路事業者である。今般、A が重大な事故を起こし、立入検査が行われたところ、A が法令違反をしていた事実が発覚した。行政庁は、このまま A に事業を継続させると重大な事故を再び起こす蓋然性が高いと考え、海上運送法第 23 条で準用する第 16 条の規定に基づき、A の許可を取り消す処分（以下「本件処分」という。）を行うことを予定している。

〔設問 1〕

海上運送法第 16 条の規定に基づく処分について、行政裁量が認められるか。理由とともに述べよ。

〔設問 2〕

本件処分は、学問上、行政処分の撤回に当たる。まず、本件処分が、行政処分の職権取消しではなく、行政処分の撤回に当たる理由を説明せよ。次に、海上運送法に撤回の明文規定がないと仮定した場合、本件のような事案で撤回は可能か。判例の考え方を踏まえて説明せよ。

〔設問 3〕

行政手続法上、行政庁が本件処分に当たって採るべき手続を説明せよ。

〔設問 4〕

A は、本件処分がなされる前に、抗告訴訟を起こすことを検討している。この訴訟はどのようなものか。その訴訟要件も含めて説明せよ。

〔参照条文〕

海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）（抄）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（事業の停止及び許可の取消し）

第 16 条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二～四 （略）

（旅客不定期航路事業の許可）

第 21 条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（……以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

（準用規定）

第 23 条 ……第 16 条……の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。……

(4) 国際法

Aは、X国国民である両親の下にX国で生まれ、専らX国で生活していたが、2020年に多額の帰化税を支払ってY国の国籍を取得し、X国とY国の双方の国籍を有するに至った。その後、Aは、Z国に渡航し、そこで会社を経営していたが、2023年にAがX国国籍を有し、X国政府と強いつながりがあることを知ったZ国当局によって国外退去を強制され、その財産を補償なしに収用された。

これを受けて、X国とY国が、Z国の行為は一般国際法上の外国人待遇義務に違反するとして、Z国に賠償を求めたが、Z国は、X国に対しては、(1) Z国はX国を国家として承認していないため、外国人待遇義務違反は生じないと主張し、Y国に対しては、(2) AとY国には真正な結合(genuine link)が存在しないため、Y国は外交的保護権を行使できず、その他の外交的保護権の行使の要件も満たされていないと主張している。

X国は、永久的住民、明確な領域、実効的な政府を有するが、Z国がX国を国家として承認していないことは事実である。

[設問]

上記のZ国の主張(1)及び(2)について、それぞれ論じなさい。